

## 現金、通帳などのお預かり・お届け等について

- 当金庫の職員が、お客さまのご自宅や会社を訪問し、ご預金のお預入れ・お引出し、お振込み、投資信託等の金融商品ご購入などのご依頼を受け、現金、通帳などをお預かりする際には、当金庫所定の「受取書」または「預り証」をお渡ししています。また、定期積金の掛込みの場合は、定期積金証書へ領収印を押印しています。
- 「受取書」・「預り証」は、現金や通帳等をお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、お受取りの際には必ず内容をご確認下さい。
- 所定の手続きが終わるまで「受取書」・「預り証」は後日、当金庫の職員がお客さまへ通帳等のご返却、また、現金をお届けする場合に必要となりますので大切に保管して下さい。
- 当金庫の職員から返却された通帳や証書、また当金庫の職員がお届けした現金は、金額などに間違いがないか、ご確認をお願いいたします。
- 当金庫の職員がお届けした現金、当金庫の職員がお預かりした現金について、お届け内容、お預かり内容に間違いがないか、後刻、当金庫が電話あるいは訪問によりご確認させていただく場合がございます。
- 当金庫の職員が、お客さまのご印鑑をお預かりすることはございません。
- 当金庫の職員が、キャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはございませんので、決してお答えにならないようご注意ください。
- 当金庫の職員が、お客さまから「個人的に」金品などをお預かりすること、および金銭を借入れることはございません。また、当金庫の職員が、お客さまに対し「個人的に」金銭貸借の媒介をすることはございません。

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡下さい。

なんでも相談室

フリーダイヤル 0120-68-1291

平日 9:00~16:30 (窓口休業日は除きます。)



心のふれあい 大切に…

**吉備信用金庫**